

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
8 月 8 日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ……一
- 公告
平成二十九年年度採石業務管理者試験の実施 (商政課) ……三



山口県告示第二百九十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年八月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山口市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 テルモ山口株式会社
- 住 所 山口市佐山三番二二
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 テルモ山口株式会社

- 所在地 山口市佐山三番二二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能力	工事着手 年月日定	工事完成 年月日定	使用開始 年月日定
六三ーホ	($\frac{m^3}{分}$) 一六〇	平成二九、 八、二九	平成二九、 八、二九	平成二九、 八、二九
六五	($\frac{m^3}{分}$) 一九、八〇〇 (本/日)	〃	〃	〃

備考 「六三ーホ」及び「六五」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設及び同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

種 類	設 備				汚 水		汚 染 状 態		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)			
	排水処理施設	排水処理施設	排水処理施設	排水処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	ふっ素 (mg/l)		
種 類	処理後	処理前	処理後	処理前	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
項目	七・五	九	七	一・四	八・五	六・五	一五五	一五五	三〇	六〇	三〇	三〇
水素イオン濃度 (水素指数)	七	九	七	一・四	八・五	六・五	一五五	一五五	三〇	六〇	三〇	三〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃	八〇	〃	〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃
浮遊物質量 (mg/l)	〃	〃	〃	一〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃
窒素 (mg/l)	〃	〃	〃	一、七〇〇	〃	〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃
リン (mg/l)	〃	〃	〃	一、七〇〇	〃	〃	〃	〃	一	二	一	二
ふっ素 (mg/l)	〃	〃	〃	二一、五〇〇	〃	〃	〃	〃	一	二	一	二
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	〃	一、〇七九	〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	連続	一日当たり使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		リン (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
六三ーホ	一・四	二・一	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	三五	三五	二	二	六・六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一三
六五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八七、〇〇〇	八七、〇〇〇	〃	〃	〇・二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水口の		水の		汚染		状態		の値		排水水の一 日当たりの量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	りん (mg/l)	ふっ素 (mg/l)			常	最	
七・五	六・五	三〇	三〇	三〇	一〇	一	一	八	通	常	一、〇七九
八・五	六・五	三〇	三〇	三〇	一〇	一	一	八	最	大	一、〇七九



(二三一) 平成二十九年年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十九年八月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

平成二十九年十月十三日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室及び共用第五会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む。)

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項

五 受験願書の受付期間

平成二十九年九月四日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)まで(郵送の場合

は、九月二十九日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一) 山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影し

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十九年十一月二日(木曜日)とし、可否を受験者に文書で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円

平成二十九年八月八日印刷
平成二十九年八月八日発行

発行人
所

山口県知事
庁

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課（電話〇八三一九三三一
三二五五）にすること。

十二部以上二十三部以下

三百八十円